

## 中国海軍の軍艦による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書

石垣市の行政区域である尖閣諸島は、明治28年（1895年）日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入し、歴史的にも日本固有の領土であることは明らかであり、現に我が国はこれを実効支配している。

平成24年（2012年）以降、尖閣諸島の海域に中国公船による領海侵犯や接続水域内への侵入が激増し、繰り返されている。そしてついに、去る6月9日には中国海軍の軍艦が初めて尖閣諸島接続水域に入域した。このことは尖閣諸島を行政区域にかかえる石垣市民はもとより沖縄県民に強い衝撃と不安を与え、漁業者へ大きな不安と恐怖をもたらしている。

これは明らかに東シナ海の安全保障上の均衡を、武力を背景に変更を迫る行為であり、尖閣諸島強奪にむけた動きとも捉えられる。

これまで本市及び本市議会は住民の安心と漁業者が安心して操業できるよう政府に求めてきたが、中国の度重なる挑発行為は住民の不安と怒りを途方もなく増幅させるばかりである。中国政府は今回の中国軍艦による尖閣諸島接続水域入域について「正当な行為」として今後も中国公船のみならず軍艦による挑発行為をエスカレートさせる可能性を示唆している。

よって政府におかれましては、中国海軍による挑発的行動には毅然とした態度で臨み、尖閣諸島周辺の警戒監視体制の更なる充実、さらには尖閣諸島周辺海域で操業する漁業者の安全確保への必要な措置を早急に講ずるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣 海上保安庁長官、水産庁長官